

児童手当制度改正のお知らせ

令和6年10月分（12月支給分）から手当が拡充されます

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

1. 改正内容

(1) 支給対象児童の年齢が高校生年代まで延長されます

高校生年代（18歳到達後、最初の3月31日）までの児童1人につき月10,000円支給されます。

(2) 第3子以降の手当額（多子加算）が増額されます

第3子以降の支給額が月15,000円から**月30,000円**に増額になり、多子加算の支給対象年齢も小学生までから**高校生年代まで**拡充されます。

(3) 多子加算を算定する際の対象年齢が22歳まで延長されます

第3子以降の算定対象年齢が、高校生年代（18歳到達後、最初の3月31日）までから保護者に経済的負担がある**22歳**年度末（22歳到達後、最初の3月31日）までに延長されます。子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある**18歳**年度末から**22歳**年度末までの子を監護している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

<令和6年10月分からの手当額>

児童の年齢	児童1人あたりの手当月額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	30,000円

<多子加算の算定例>

大学生1人 かつ1人目（第1子）手当対象外
高校生1人 かつ2人目（第2子）月額**1万円**
小学生1人 かつ3人目（第3子）月額**3万円**

※大学生は、受給者に経済的負担がある18歳年度末以降22歳年度末の子として例示しています。

(4) 所得制限が撤廃されます

- ・所得が所得上限限度額以上のため手当が支給対象外だった方は、認定請求書を提出することで手当を受給できます。
- ・手当区分が特例給付（児童1人につき月5,000円）だった方は手続き不要で手当が増額されます。

(5) 支給回数が年6回になります

拡充前は支払月の前4か月分を6月・10月・2月の年3回支払っていましたが、令和6年10月分（12月支給分）より支払月の前2か月分を4月・6月・8月・10月・12月・2月の**年6回**支払います。なお、支払日はこれまで各支払月の1日としていましたが、変更する予定です。決定後に改めてお知らせします。

4月支払	2月・3月分	6月支払	4月・5月分	8月支払	6月・7月分
10月支払	8月・9月分	12月支払	10月・11月分	2月支払	12月・1月分

2. 申請が必要な方

① 「児童手当認定請求書」の提出が必要な方

- ア. 高校生年代の児童のみを養育し、現在児童手当を受給していない方
 - イ. 児童の保護者の所得が所得上限限度額以上だったため支給対象外となっている方
- ※児童の保護者のうち生計中心者（所得の高い方）が申請をしてください。
※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

裏面もご覧ください

② 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

・子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある18歳年度末から22歳年度末までの子を監護している方。

※現在、児童手当を受給している方も該当する場合は提出してください。

3. 申請書などの個別送付について

申請が必要な方には9月中に個別でお知らせをお送りします。該当すると思われる方で10月に入ってもお知らせが届いていない場合は、下記の申請・お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、高校生年代の児童や18歳年度末から22歳年度末までの子が町外に住民票がある方には個別のお知らせをお送りできない場合がありますので、該当すると思われる方は下記の申請・お問い合わせ先までご連絡ください。

4. 申請が不要な方

ア. 現在児童手当を受給しており、制度改正後も支給額が変わらない方

イ. 現在特例給付を受給しており、制度改正後児童手当区分となり支給額が増額となる方

ウ. 現在児童手当又は特例給付を受給しており、高校生年代の児童を算定児童として登録している方

※年齢到達により支給対象外になった高校生年代の児童は算定児童として登録されていますので申請不要で高校生年代分が増額されます。ただし、世帯状況により別途添付書類が必要と判断された場合には、個別に書類の提出を依頼します。

5. 申請方法及び提出書類

下記の申請先に持参又は郵送で申請してください

	申請書	添付書類
①	児童手当認定請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者の本人確認書類の写し ・請求者名義の口座が確認できるもの（通帳の写し等） ・請求者の健康保険証の写し
②	監護相当・生計費の負担についての確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者の本人確認書類の写し

・3歳未満の児童を養育している方は、健康保険証又は年金加入証明書の提出により加入年金の種類を確認させていただく場合があります。

・児童と別居している場合は「別居監護申立書」が必要です。

・他にも添付書類が必要になる場合があります。

6. 申請期間

・令和6年10月31日までの申請：令和6年12月に10月・11月分を支給予定

・令和6年11月1日から令和7年3月31日までの申請：令和6年10月分に遡って順次支給予定

申請・お問い合わせ先

仁木町福祉課おもいやり係

〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1

電話：0135-32-2514

mail：fukushi05-niki@town.niki.hokkaido.jp

【受付】

午前8時30分から午後5時15分まで
土曜・日曜・祝日を除く